主 文

本件抗告を却下する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

最高裁判所が抗告に関して裁判権をもつのは、訴訟法において特に最高裁判所に 抗告を申し立てることを許した場合に限られ、民事事件については、民訴四一九条 ノニに定められている抗告のみが右の場合に当る。ところが、本件抗告は、違憲の 文字を使用するが、その実質は原審の手続規定違背を主張するに帰し、同条所定の 場合に当らないと認められるから、本件抗告を不適法として却下し、抗告費用は抗 告人の負担とすべきものとし、主文のとおり決定する。

昭和三一年四月一二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	入	江	俊	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	岩	松	Ξ	郎